

岩手県バレーボール協会公認審判員規程

(目 的)

第1条 岩手県バレーボール協会審判委員会（以下本委員会という。）は岩手県内のバレーボール競技における審判員の判定に、適正と統一を期するため、審判員を公認し、これに登録する。岩手県バレーボール協会（以下「本会」または「I.V.A」という。）が主催・主管または後援する各種 競技会（岩手県民体育大会バレーボール競技を含む）の審判は、原則として公益財団法人日本バレーボール協会（以下「J.V.A」という。）公認審判員と本委員会の公認する審判員が、その任に当る。

(専門部)

第2条 本委員会に次の専門部を置く。

- (1) J.V.A登録部とI.V.A公認審判員登録部及びI.V.A審判部を置く。
 - ① J.V.A登録部は、岩手県内のJ.V.A公認審判員の登録及び資格を管理し、J.V.A審判規則委員会に報告する。
 - ② I.V.A公認審判員登録部は、I.V.A公認審判員の登録と資格を管理する。
 - ③ I.V.A審判部はバレーボール競技規則の「修・改正点」や審判技術に関する研修会等を実施し岩手県内の公認審判員の資質向上に努める。
- (2) J.V.A登録部とI.V.A審判部の事務局は、花巻市石鳥谷町五大堂21-67に置く。
- (3) I.V.A県公認登録部の事務局は、一関市上坊6-13に置く。

(審判員の資格)

第3条 本会における公認審判員の資格は次のとおりとする。

- (1) I.V.A名誉審判員
名誉審判員とは、本会の審判活動に顕著な功績があり後進の指導、助言を行える者をいう。
- (2) I.V.A 1級審判員
1級審判員とは、競技規則に精通し、J.V.A公認C級審判員程度の優れた技量を持ち、本会が主催する大会へ積極的に審判協力ができる者をいう。
- (3) I.V.A 2級審判員
2級審判員とは、競技規則に精通し、本会が主催する6人制、9人制、ビーチいずれかの各種競技会を審判することができる技量をもつ者をいう。

(資格取得講習会の開催)

第4条 次の方法により、I.V.A 2級審判員資格取得講習会を実施する。

- (1) 本会「定期総会」資料の「講習会等の開催について（申請）」により、本委員会と日程調整の後、審判委員長へ1か月前までに申し込むものとする。
- (2) 市町村協会の開催に当っては、次の幹事協会が中心となり、近隣の市町村からの受講希望者を募って開催するものとする。

〔幹事協会〕盛岡市・花巻市・遠野市・北上市・奥州市・一関市・陸前高田市・大船渡市・釜石市・宮古市・久慈市・二戸市・八幡平市・滝沢市の14市とする。
- (3) 近隣の幹事協会と、開催日程の調整がつかない場合は、本条第1号の方法により町村協会の単独開催とするが、受講者は10名以上を原則とする。

(認定の方法)

第5条 本委員会における公認審判員の資格認定は次のとおりとする。

- (1) I.V.A名誉審判員は、第5条の推薦基準を満たした者で、本委員会又は市町村協会長並びに加盟団体の長より推薦された者の中から本委員会が審査の上、常任理事会の承認を得て、これを認定する。
- (2) I.V.A1級審判員は、本委員会が指定する資格取得講習会を受講し、筆記試験と実技試験に合格した者を本委員会が認定する。
- (3) I.V.A2級審判員は、本委員会が主催する資格取得講習会を受講し、筆記試験と実技試験に合格した者を本委員会が認定する。

(I.V.A名誉審判員推薦基準)

第6条 J.V.A公認審判員及び本会公認審判員として活動実績があった者で、次の各号のいずれかに該当する者を原則とする。

- (1) J.V.A、名誉審判員として認定された者。
- (2) J.V.A、B級審判員として15年以上の活動実績があり、顕著な功績のあった者で55歳に達したものの。
- (3) J.V.A審判員として20年以上の活動実績があり、顕著な功績のあった者で55歳に達したものの。
- (4) 本会役員、加盟団体役員、市町村協会の幹部役員（会長、副会長、理事長等）などとして活躍し、顕著な功績のあった者で55歳に達したものの。
- (5) I.V.A審判員として活動が顕著な者で60歳に達したものの。

(活 動)

第7条 I.V.A審判員として資格認定されたものは、岩手県内で次の活動を行うことができる。

- (1) I.V.A審判員がその活動を行うときは、J.V.A公認の服装及びI.V.A資格章を身につけて活動するものとする。
- (2) I.V.A審判員は、本会が主催・主管又は後援する各種競技会（岩手県民体育大会バレーボール競技を含む）の随行者として活動することができる。

(任 期)

第8条 審判員の任期は、次のとおりとする。

- (1) I.V.A名誉審判員 : 終身とする。
- (2) I.V.A1級審判員 : 2年間とする。ただし、4月1日から翌年3月31日までの活動実績を毎年本委員会に報告する。
- (3) I.V.A2級審判員 : 1年間とする。ただし、4月1日から翌年3月31日までの任期中の活動実績を本委員会に報告する。

(登録料および公認章料)

第9条 更新登録料は、毎年4月5日までに、本委員会の指定する口座に納付するものとする。

I.V.A公認審判員	登 録 料	公認ワッペン	公認バッジ
I.V.A名誉審判員	(申請時に限り) 1,000円	2,600円	1,400円
I.V.A1級審判員	(毎 年) 2,000円	2,150円	950円
I.V.A2級審判員	(毎 年) 1,000円	1,850円	850円
〃	(18歳未満は満18歳の年度まで無料)	〃	〃

- (1) 第6条(1)に認定された者はこの限りではない。

(審判員の義務)

第10条 審判員が、本委員会又は加盟団体及び市町村協会より審判の委嘱を受けた場合、特別の理由がある場合を除いて、次の義務を持つものとする。

- (1) 審判員は、公正無私であって、適正な判断と円滑な試合運営に努め、また常に体験を重ね、競技規則を研究し、競技者から信頼されるような人格の持ち主になるように努めなければならない。
- (2) 審判員は、本委員会の指定した所に、毎年3月31日までに、その属する年度の活動実績（岩手県公認審判員活動報告書）を提出しなければならない。

(解 任)

第11条 公認審判員に次の事由が生じたときは解任する。

- (1) 自己の事由により辞任を申し出たとき。
- (2) 任期が満了し、更新登録料が期限までに納付されなかったとき。
- (3) 本委員会又は加盟団体及び市町村協会より審判の委嘱を受けたにもかかわらず、特別な事由がなく1か年を通じて委嘱された数の2分の1以上その任に当らなかったとき。
- (4) その他不適当と認められる事由が生じたとき。

(規程の変更)

第12条 本規程の改正は、本委員会の決定とするが、重要な事項については常任理事会の承認を必要とする。

附 則

1. 本規程は、平成17年3月1日より施行する。
2. 第3条(2)の幹事協会及び第8条の公認章料の一部改正は平成18年4月1日より適用する。
3. 第8条の登録料および公認章料の一部改正は平成22年4月1日より適用する。
4. 第1条は、上部団体名変更に伴う標記変更により平成24年4月1日より適用する。
5. 第2条を新たに追加し、第2条を第3条とし順次繰下げ第11条を第12条とする一部改正は平成25年2月1日より適用する。
6. 第6条の(1)を新たに追加し(1)を(2)に、(2)を(3)に、(3)を(4)に、(4)を(5)に繰下げる一部改正と第9条(1)の改正は平成25年3月1日より適用する。
7. 第4条(2)の一部改正は平成26年4月1日より適用する。